

第4章 施策の展開方向

1 介護サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの充実

高齢者単身世帯や要介護者が増加する中で、住み慣れた地域の環境の中で安心して生活を継続できるよう、要介護者の在宅生活を支えるために、地域密着型サービスの整備を検討・整備します。

地域密着型サービスの整備は、高齢者の生活の質の向上や社会生活への参加に向けた有効な施策ではありますが、一方で過剰な介護保険サービスの整備は介護保険料の上昇にも繋がることから慎重に検討する必要があります。

そのため地域密着型サービスの整備を行うときは、サービスの適正な運営を図るため、地域密着型サービス運営委員会で協議を行います。

なお本村で検討・整備された地域密着型サービスは以下のとおりです。

① 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。第5期計画で整備計画を行い、公募を行いました但し事業希望者がありませんでした。

住民のニーズ等を再度検討するため、第9期計画での整備計画策定は見送ります。

② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者に対して、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状をやわらげるとともに家族の負担の軽減を図ります。

第4期計画中に1ユニット整備し、第5期計画にて、1ユニット増床したため、現在1事業所2ユニットで運営しています。第6期計画において一定の待機者解消が行えており、また第8期計画中においても施設待機者の増加は見受けられないため、第9期計画での整備計画は見送ります。

(2) 介護保険制度の円滑な運営及び継続

第 9 期計画においては、高齢者介護を念頭においた長期的な目標を継続し、計画的に介護保険サービスを提供できるよう推進します。

ア 介護予防・自立支援の推進

要支援状態にある高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づき要介護状態に至らないよう、機能維持・向上のための介護予防を行います。

イ 地域密着型サービスの推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう地域密着型サービスの整備を推進するよう努めていきます。

ウ 介護保険事業の普及啓発

介護保険の円滑な運営を図るためには、制度に対する理解・協力を得ることが必要であることから、事業の普及啓発を図っていきます。

また、相談・苦情等への適正な対応に努めます。

(3) 介護給付の適正化

介護（予防）給付費が増加し、これに伴い保険料が上昇し続ける見込みにある中で、同時に介護サービスの質の確保が求められています。介護給付適正化計画を策定することで利用者に対し適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付が削減し介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

(4) 保険料の算定

各サービスの見込料（給付費）を推計し、保険料の試算を行います。

※ 保険料の推移

第 1 期	3,050 円／月額	5 階層
第 2 期	3,250 円／月額	5 階層
第 3 期	3,700 円／月額	6 階層（激変緩和措置）
第 4 期	4,300 円／月額	6 階層（4 階層を細分化し軽減を図る）
第 5 期	4,300 円／月額	6 階層
第 6 期	4,600 円／月額	9 階層
第 7 期	4,600 円／月額	9 階層
第 8 期	5,200 円／月額	9 階層

(5) 介護保険給付対象外サービス

① 高齢者共同生活事業（老人憩いの家）

軽度の認知症や障害者を対象にしたグルーピング施設として設立されていますが、長年利用者が無い状況であるため施設の耐用状況や住民のニーズを踏まえ、今後の運用や別サービスへの転換などを検討します。

② 住宅等改造支援事業

介護保険認定者及び障害児者を含む世帯において、居住する住宅を身体状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することにより、本人及び介護者の介護負担の軽減を図ります。

2 介護予防事業と健康づくり事業の推進

高齢者が可能な限り自立し、日常生活を送ることができるよう、介護予防事業と健康づくり事業を実施することで、健康寿命を延伸やフレイルや要介護状態の予防、要介護状態等の軽減、重度化防止を目指します。

内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業における「一般介護予防事業」及び「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によって計画し実施される事業を実施します。

(1) 一般介護予防事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、加齢による身体機能の低下を予防し、心身の機能向上を図るため、介護予防事業の充実を図ることを目的に行われる事業です。

①介護予防事業対象者の把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

保険師の訪問活動の他、各計画時に一度、全対象者にアンケートの実施を行い対象者の把握をします。

介護予防事業対象者の把握事業（目標）

	R7 見込
アンケート回収者数（人）	400 人

②介護予防普及啓発事業の推進

第1号被保険者全ての者及びその支援の為の活動に関わる者を対象に、介護予防の普及啓発を目的に、小冊子等の作成および配布を行い、健康教育や健康相談での活用を図ります。

介護予防普及啓発事業（目標）

	R6	R7	R8
開催数（回）	6	6	6
参加延べ人（人）	100	100	100

③地域介護予防活動支援事業の推進

地域で介護予防に資する地域活動組織等の育成および支援を行うとともに、地域での自主的な介護予防活動に向けての指導者育成やボランティアの育成に努めます。

④一般介護予防事業評価事業

一般高齢者に対する介護予防事業について、より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターとが連携・協力し、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を評価します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職員との関与を促進します。

地域リハビリテーション活動支援事業における派遣回数（目標）

	R6	R7	R8
住民の通いの場への派遣回数（回）	12	12	12
延べ参加者（人）	90	90	90

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した方の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを実施することで、在宅生活者の援助を行います。

また多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービスづくりを目指します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防事業はこれまで別々に実施されていましたが、令和元年5月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していくための体制が整えられました。

健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指すため、健診・医療・介護の情報（国保データベース）から把握した地域の健康課題に応じ、「通いの場」等での健康教育や、低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の個別指導等を行い、必要に応じかかりつけ医等の関係機関と連携を図ることで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

3 包括的支援事業・任意事業の推進

介護が必要となっても、本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・地域の方などの各関係者が協力を行い適切な支援が提供出来る体制作りを行います。

(1) 包括支援センターの運営及び機能強化

① 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、一人ひとりの状態等に応じて、継続性や整合性を図りながら一貫した体系の下で、対象者自らの選択に基づく介護予防マネジメントを行います。

② 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築します。また、相談支援体制を整え、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医

療・福祉サービス機関または制度の利用に繋がります。そのために、相談窓口を設置し活用できるよう広報していきます。

③権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

また、高齢者虐待防止の普及啓発を行うとともに、早期発見・早期対応や、発見者の通報義務についての意識を高めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していきます。

(2)認知症総合事業の推進

介護保険、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を実施できる体制作りを、引き続き実施していきます。

(3)地域ケア会議の実施及び体制強化

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図ることで①地域支援ネットワークの構築②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援③地域課題の把握を実施していきます。

地域ケア推進会議開催数（目標）

	R6	R7	R8
開催数（回数）	2	2	2

地域ケア個別会議開催数（目標）

	R6	R7	R8
開催数（回数）	4	4	4

(4) 在宅医療・介護連携体制の構築

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように在宅医療と介護を一体的に提供出来るよう第9期に引き続き実施していきます。

(5) 地域支え合い体制の推進

①生活支援体制整備事業の推進

生活支援サービスの充実および高齢者の社会参加に向けて、社会資源・地域ニーズの把握を行うとともに、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発を行います。

②地域ケア体制の構築

地域ネットワークの構築

高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者が増加している中で、保健・福祉・医療関係者がネットワークを構築することによって、安心して地域で生活できるようにします。

③地域住民による見守り活動の促進

地域の民生委員、あったかふれあいセンター等による声かけや訪問など関係機関との連携により多様な活動を促進します。

(6) 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や後述する包括的支援事業とは別に実施される事業です。

主に介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の自立した日常生活の支援のための事業があり、地域の実情に応じて実施されます。本村においては以下の事業を実施する予定です。

①介護給付等費用適正化事業

適正なサービスの提供を図り、介護保険料の高騰を防ぐため、不正・不適正なサービスを未然に防止するとともに、サービス利用者に対する適正なサービス利用の方法についての必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、介護給付費の適正化を進めます。

②成年後見制度利用促進事業

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度です。

成年後見制度利用促進事業は村に申し立てする際に要する経費等に関して支援します。

4 社会参加と生きがいのづくりの推進

(1) 生きがいのづくりの推進

「本格的な超高齢社会」を豊かで活力あるものにするため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識、技術を生かし、積極的な役割を果たしていける社会づくりにすることが高齢者の介護予防につながることから、家庭や地域での社会参加を促進するとともに、学習意欲の向上となる講演等を実施します。

① 老人年金

村内の80歳以上の高齢者に、敬老の意を表すとともに健全で生きがいのある老人福祉の増進を目的として老人年金を継続支給します。

② 村有バス運賃減免措置

高齢者の日常生活における移動支援として、村内一律で100円としております。今後の高齢化に伴い高齢者の公共サービスとして継続していきます。

③ あったかふれあいセンター事業

あったかふれあいセンター事業は、地域住民の交流の場、支え合いの拠点づくりなど地域福祉の拠点となるように、三原村社会福祉協議会に委託し、あったかふれあいセンター事業を行っています。

「集い・訪問・相談・つなぎ・生活支援」を基本機能とし、移動手段の確保、配食などのサービスについても継続して取り組んでいきます。

④ 地域福祉活動への支援

福祉関係団体の育成強化と福祉の向上を図ることを目的とする補助金を交付します。

- ア 三原村心配ごと相談所開設
- イ 三原村社会福祉法人の助成
- ウ 福祉関係団体の助成

5 災害・感染症に対する備え

(1) 災害に対する備え

地震や火災などの災害発生時において、安全かつ敏速に避難できるように、避難誘導や支援などについては、自主防災組織との連携により防災対策の構築に努めます。

① 防災体制の構築

高齢者関連の行事等を活用して、災害に関する知識や普及や防災機器、用品等の紹介などを行います。また、避難行動要支援者名簿を基に、関係機関と連携し支援対策を推進します。

各地区の自主防災組織の防災訓練、災害医療救護訓練等を通じて高齢者や障害のある人などの支援対策を把握するとともに、災害発生時に敏速に避難、救助活動、安全確認が行えるような体制の確立を関係機関と連携して推進します。

(2) 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症のような大規模感染に備え、日頃より県や保健所、介護事業所、関係機関と連携し、具体的な計画の策定や代替サービスの確保、備蓄品の確保を行います。